

第2号様式（第12条関係）

平成21年度第2回大和市町界町名審議会 会議要旨

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 日 時 | 平成21年10月29日（木曜日）10時～10時40分 |
| 2 | 場 所 | 市役所 5階 全員協議会室 |
| 3 | 出席者 | 委員 7人
(藤本会長、松原職務代理、井上委員、名倉委員、清水委員、森山委員、徳村委員)
事務局 5人
(街づくり計画部長、街づくり計画課長、他担当3人) |
| 4 | 傍聴人数 | なし |
| 5 | 議 題 | 1) 住居表示実施予定区域と町名町割りについて（諮問） |
| 6 | 議事要旨 | 別紙のとおり |
| 7 | 会議資料 | 1) 住居表示を実施する区域及び町名町割りについて・・・資料1 |

平成21年度 第2回 大和市町界町名審議会会議録要旨

<議題>

1) 住居表示実施予定区域と町名町割りについて（諮問）

<結果>

- ① 住居表示実施予定区域と町名町割りについて、検討の結果、諮問案とおりに答申する。

<審議経過等>

- ① 住居表示実施予定区域と町名町割りについて

～～～事務局の説明～～～

（委員）

これから諮問の審議に入らせていただきます。それぞれご質問、ご意見等を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

一部前回と町割りが変更になりました。これにつきましていかがですか。

（委員）

住民のご意見がこういう方向であればよろしいのではないかと思います。それと、この事務局案については、これまでの地域のアンケート、あるいは説明会で合意形成は成されていると理解していますが、その点は大丈夫ですか。

（事務局）

前回ご報告の資料にもありますが、昨年12月に意見を聞く会を実施しており、その際、開催のお知らせのチラシを全戸配布して、お会いできた方には説明をさせて頂いています。それからまた6月に、変更の素案を全戸に配布しまして、その中でもご意見を伺っており、合意形成は十分成されていると思います。

（委員）

事務局からのご説明のとおり、地元及び住民は大体理解してくださっているということですのでよろしいですか。

ほかにございますか。委員、前回のお話を持ち帰りまして、何かございますか。

（委員）

郵便番号ですが、前は最後の番号になるのではないかとはいいましたが、中央林間が0007で、その次の番号が空いていますので、新町名は0008になる可能性があります。

（委員）

それは希望すれはかなうものですか。

（委員）

大丈夫だと思います。8、9、10と空いていますので、その中の1つということですから、現在7番が中央林間なので、8番中央林間西となったほうがよろしいのではないかと思います。

（委員）

決め方というのはどのようになるのでしょうか。

(委員)

皆様のご要望であればお受けします。

(委員)

事務局を通して要望するとか、住民からどうするとか方法に決まりはありますか。

(委員)

この場で決めていただければと思います。

(委員)

分かりました。郵便番号について、先日は市内の最後の番号をつけるというお話を伺ったのですが、今日のお話しでは8、9、10が空いていて要望によるとのことですので、その方法につきましては事務局のほうで決めていただいてもよろしいですか。

(事務局)

皆様のご意見でということであれば、集約して内容を郵便局へお伝えしたいと思います。まだ実施までに時間がありますので、聞く機会があれば聞ける範囲でお聞きして、その内容をあらためてお伝えしたいと思います。

(委員)

それでは3自治会でお集まりいただいて希望を決めたうえ、申し上げさせていただきたいと思います。

委員はいかがですか。

(委員)

異論はありません。

(委員)

ありがとうございます。それでは郵便番号の件は、後ほど各自治会で役員会等にかけて、希望させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。その節は委員よろしくお願いいたします。

委員はいかがですか。

(委員)

前回も申し上げましたが、コンピューターでの作業になりますので、スケジュールを示して頂ければそれに沿って作業を進めますのでよろしくお願いいたします。

(委員)

ありがとうございます。それでは、決まりましたらそのようにお願いいたします。

委員から何かありますか。

(委員)

私どものほうも、決定しましたら、一斉にシステムのほうで変更できますので、また、先程お話しがあった消防の発信地情報についても、対応したいと思います。

(委員)

ありがとうございます。委員は全体にご覧いただいて、いかがでしょうか。

(委員)

諮問の内容については特に地域の方々がよければいいと思います。今後の予定について、秋頃の実施ということでまだ先の話ですが、今の時点でいいので、我々事業者とか住民というものは、どのような対応をしたらいいのか、具体的にイメージが湧くような、そういう説明があるとあり

がたいと思います。議論の本旨ではないですがお願いします。

(委員)

こういう機会ですので、事務局からお話をいただくのもいいかと思います。
それでは事務局からそれに関連いたしましてご説明をお願いします。

(事務局)

住居表示の実施時期については、3月議会に提案する際にはっきりしますが、その実施時期の約一ヶ月前には各住民の方に何丁目何番という新しい住所の決定通知書というのをお出しします。その後、説明会になるのか、相談会になるのかまだ決まってないのですが、住所変更に関する手続きについて説明をする機会を設けます。通知する際にも手引きというものをお渡しするのですが、その中に運転免許証とか、様々な住所に絡む一般的な手続きについてのご案内をまずさしあげて、それ以外にご質問があれば、説明会などの機会でご質問いただければと思います。また、基本的に法令上の手続きに関する手数料は、原則かからないことになっていますが、手続きを代理の方に頼んだりすればその費用は発生することになります。様々な住所変更の手続きを行う時期についてですが、その内容によってですが、実施後すぐにやらないといけないものもあれば、機会をおって手続きをすればよいものもあるので、そのあたりもその手引きの中でご説明させていただきますと思います。

(事務局)

住民基本台帳とか、印鑑登録票、選挙人名簿、外国人登録原票など、市で管理しているものは、住居表示の実施に伴い、法律上の義務付けにより変更しなければなりません。個人で手続きをしていただくものは、例えば不動産の登記の所有者欄の住所は自ら変更していただくことになります。ただ、個人の部分は法律上の義務付けではなくて努力規定なので、実施したら速やかに変更を行なっていただくということによいかと思います。

(委員)

ありがとうございます。私からの質問ですが、実施時期が秋頃ということになってしまいますけれども、秋に実施した場合に企業としてはいかがですか。いつでもよいと理解してよいのか、ご希望があればお伺いしたいと思います。

(委員)

年末には年賀はがきが入ってきますので、秋でも早いほうがよいです。新旧どちらの住所でもほとんど着きますが、住民の人たちも新しい住所でお出しになると思うので、なるべく早いほうがよいのではないかと思います。

(委員)

できれば早い時期がよろしいということですね。その他時期的なことはいかがですか。では早い時期を希望するということも可能であればお願いしたいと思います。

その他いかがですか。では、ご意見がないようでしたら、ここで皆さんに答申についてお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ただ今の議題になった住居表示を実施する区域と、町名町割りについて諮問案通り答申してもよろしいでしょうか。

～～～一同異議なし～～～

(委員)

はい、ありがとうございます。では、全員一致で答申をさせていただきます。答申の方法につきましては、私に一任させていただきますので、よろしくお願いします。